

密猟防止のための識別マニュアル

茂田良光(山階鳥類研究所)

日本では野鳥の飼養は限られた形でのみ許可されているが、輸入された鳥類は制限なく飼養できることから、実際には多くの日本の野鳥が不法に捕獲され、輸入されたものとして輸入証明書とともに公然と店頭で売買され、飼養されている。この問題の解決のためには輸入された鳥と国内産の鳥の識別が不可欠であり、輸入証明書の付いた外国産の鳥の亜種と日本産の亜種との識別方法が確立されれば、輸入の真偽の確認が可能となり、違法捕獲を防止する有効な対策となると考えられる。

上記のような観点から、山階鳥類研究所は1995-1999(平成7-11)年度に環境庁(現 環境省)の委託を受けて調査を実施し、毎年、多くの輸入証明書が発行されているメジロとウグイスについて、密猟防止のための識別マニュアルを、それぞれ、「メジロ識別マニュアル(1998)」と「ウグイス識別マニュアル(2000)」として発行した。この環境庁委託調査の「メジロ識別マニュアル(1998)」と「ウグイス識別マニュアル(2000)」は普及版のパンフレットとしても、それぞれ1998年と2001年に全国野鳥密猟対策連絡会(通称密対連)から発行され、密猟防止の啓蒙と実際の違法飼育の摘発に活用されている。さらに2001年9月には「メジロ識別マニュアル(2001)」も環境省から発行された。



この識別マニュアルは、メジロとウグイスについて、羽色と測定値から外国産の亜種と日本産の亜種との識別方法を解説したものである。とくに飼育下の鳥では初列風切や尾羽の先端がすり切れやすく、翼長や尾長は測定不可能であることが多いので、測定不可となりにくい**嘴や足の部位の測定値**から、外国産の亜種と日本産の亜種を識別できるよう留意して作成されている。

編注:メジロのパンフレットは、[密対連のHP](#)からPDFファイルとしてダウンロードできます。

メジロとウグイスのほか、輸入証明書が発行されているホオジロ、ウソ、ヒガラ、オオタカ等には、日本固有亜種や準日本固有亜種が存在するものがあり、これらについては外国産の亜種と日本産の亜種との識別が可能となると考えられる。外形態だけでは外国産と日本産の識別が困難な種についても、日本の国外に渡らない種の場合には、形態からだけでなく、さらにDNA解析等の生化学的調査による比較検討から識別が可能となると考えられる。

なお、フィンガープリント法(DNA fingerprinting)による個体の識別や親子の鑑別から、違法飼育を摘発することが可能であり、実際にイギリスでこの応用からハヤブサとオオタカの違法飼育の摘発例が知られている(Williams, N.P. and J.A. Evans, 2000)。

飼い鳥として人気のあるオオルリやキビタキは国外で越冬するため、越冬中に捕獲されて輸入されても違法とはならない。しかし、筆者の経験によれば、オオルリやキビタキでは第1回夏羽の鳥に何年間も更新された輸入証明書が付いて販売または飼養されていることが多い。この2種のように、**第1回夏羽の鳥を幼羽の風切等から確実に識別できる場合**、あるいは秋や冬に**頭骨や尾羽、雨覆等からその年生まれであることが確実にわかる種の場合**も同様に、輸入証明書の虚偽を明らかにすることができる。

引用文献

Williams, N.P. and J.A. Evans 2000. The application of DNA technology to enforce Raptor Conservation Legislation within Great Britain. In Chancellor, R.D. and B.-U. Meyburg (eds.) Raptors at Risk. pp.859 – 867. WWGBP / Hancock House Publishers, Berlin.

編注: 赤字部分の、測定や幼羽の識別・頭骨の観察などは標識調査で用いられる手法です。そのため、密猟や違法飼育の摘発に、標識調査員(バンダー)が貢献する機会も多いです。

[このページのトップへ戻る](#)

[調査の概要と意義へ戻る](#)